

会 議 録

会議の名称	第４回白岡市参画と協働のまちづくり審議会
開催日	平成２７年８月１７日（月）
開催時間	午後３時 から 午後５時 まで
開催場所	白岡市役所 庁舎４階 会議室４０３
会長の氏名	内山欣春
出席者（出席委員）の氏名・出席者数	神田芳晃、嶋津哲夫、五十嵐泰子、南 宣男、長谷川 博、内山欣春、池澤照江 ７人
欠席者（欠席委員）の氏名・欠席者数	渡部 勲、東川 勲、弓木和子 ３人
説明員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
事務局職員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
その他会議出席者の職・氏名	傍聴者 ２人
会議次第	１ 開会 ２ 挨拶 ３ 会議事項 （１）行政に係る自治のあり方の検証について （２）議会に係る自治のあり方の検証について （３）市民に係る自治のあり方の検証について ４ 閉会
配布資料	会議次第 資料１～資料３ 検証チェックシート

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	1 開会 河野地域振興課長の進行により会議が開会した。 2 挨拶 内山会長から挨拶がなされた。 3 会議事項 (1) 行政に係る自治のあり方の検証について 事務局から資料1について、説明がなされた。 (質 疑) 内山会長 検証チェックの1つ目として、行政に関わる自治のあり方の検証というところで説明がありました。これまでの説明で分からないところや質問、御意見等がありましたらお願いします。 A委員 3 ページ目の5 条の所で「市民請求の署名数を投票資格者数の6 分の1 と定めたものである。」とありますが、6 分の1 という根拠が分からないので教えてください。 B委員 6 分の1 の根拠はありません。 A委員 無いのですか。それでは、提言書を出すときにこういうことを出したのですか。 B委員 これは、妥協の産物です。この辺が適当ではないかという現実的な問題です。ここに書いてあるように、住民投票は乱発されてはいけないものです。自治基本条例をつくる会の素案では、もっと厳しくて3 分の1 という案でした。市が少し厳しすぎると言って、条例ではそれをやめようということになったのです。 実際の投票の状況や投票率など、いろいろなことを議論して最終的にここに書いてあるようなことになったもので、根拠のある
内山会長	
事務局（森島主任））	
内山会長	
A委員	
B委員	
A委員	
B委員	

	ものではない。
A 委員	分かりました。
内山会長	B 委員の説明のとおりです。この辺がいいだろうということで決まった6分の1でした。ただ、そうはいつでも、住民投票の請求権ですので、軽々しく請求されても困るわけですから、そうした議論もありました。その上で決められた6分の1ということです。その他に何かありますか。
A 委員	同じページの4条の所に、18歳から投票できるようになるということが書かれていますが、白岡では、何名くらい増えるのですか。
内山会長	つまり、平成28年6月現在の18歳以上20歳未満の人数を知りたいということですね。
A 委員	はい。
事務局（内田主査）	今、手元に人口についての資料を用意しておりませんので、お帰りまでに調べてお答えします。
内山会長	他には。
B 委員	18歳に選挙権が変わるということは、国の制度が変わるだけではなくて、当然、自治を発展させる上でも、この市として、選挙権だけではなく、住民投票権もあるということに関心をもってもらうのに18歳の人たちに対する啓発活動をどうするのかは、とても大事なことです。 今は、ほとんどの市町村が選挙権ということに特化しており、住民自治や住民参加など、18歳以上の人たちが役割を果たすということも含めて啓発活動を進めているということがあまり無いような感じがします。

A 委員	18歳以上の人がまちづくりに関わっていくことを具体的に啓発活動するチャンスなので、是非やっていただきたいと思います。 その場合、どれを知らしめるべきとお考えですか。
B 委員	選挙権についての啓発活動に、自治基本条例の問題や住民投票条例の問題をプラスして、白岡市では、まちづくりに関わる非常に大きな役責を伴うことになることを、是非、周知していただきたい。
事務局（河野課長）	おっしゃるとおりだと思います。今までは、成人式の際に、選挙の関係などの書類を配布しています。 今回の場合は、選挙権は18歳以上に引き下げられますが、成人年齢は、20歳のままということですれが生じてきております。18歳以上にターゲットを絞った場合に、こういった形でその方々にアクセスしていくかなどを、今後検討していかなくてはならないと考えております。
内山会長	ありがとうございます。そういったものが決まっていけば、この自治基本条例に規定されていることも決まっていくということになると思いますけどね。
C 委員	教えていただきたいのですが、第13条の第5項の代理投票について、こういった形で代理投票をしているのですか。
内山会長	代理投票について、具体的にどのような方法があるのかということでしょうか。
C 委員	規定によりということが分からなかったもので、具体的にどういふことがあるのかを教えていただきたい。
事務局（内田主	それでは代理投票について、お答えします。

査)	字が書けない方等が投票所においていただいた際に、代理投票をお願いしますという意思表示をしていただきますと、投票の従事事務者が2人立ち会いまして、御自身の意思表示にそって投票用紙に記入しまして、これでよろしいですかと確認して、それで投票していただくという形です。 そういった事が定められておりますので、代理投票というのは、委任状を持ってきてするものではなくて、投票所に御本人がお出でいただいた上で意思を表示していただき、記載を代理するということです。
C委員	ありがとうございました。
A委員	この自治体では、そういった事例はあるのでしょうか。
事務局（内田主査）	通常の選挙では、多い投票所ですと10人以上いらっしゃいます。
B委員	検証チェックシート1ページの第3条第1項について、市民参画手続は、1つ以上の手続を実施しなければならないと規定されておりますが、市民参画手続きの中で、パブリックコメントは1つの市民参画手続きであるにも関わらず、ほとんどがパブリックコメントで終わっており、1つ以上を実施するという趣旨がほとんど生かされていないというのが実情だと思います。 この参画条例というのは、市民がどう参画していくか促進していくために作ったものなので、この条文のままでいいのか、2つ以上とするべきなのか、それとも以上とするが良いのか。 パブリックコメントの意見が少ないことが分かっているながら他の方法を考えていないのではないですか。
内山会長	今の疑問に対して、過去の資料から具体的に説明できますか。 例えば、対象となるテーマによって、参画手続を1つとしたり、3つとする方法があるのかもしれませんが。今は一律に1以上としていますが、そのようなことが必要なのかもしれませんが。

事務局（内田主査）	今のB委員さんの御意見としてはパブリックコメントが多いのではないかということでしたが、事務局としましては、生涯学習施設の建設やシティプロモーション戦略の策定などの新規の事業につきましては、まずは市民アンケートを実施し、次の段階として、公募を伴った審議会を開催し、その審議会で計画を練り上げて、最後にパブリックコメントを実施していると捉えています。会長がおっしゃったように、内容に応じて必要があれば2つ以上の市民参画手続きを実施していると考えております。 通常、計画の策定であれば、公募を伴う審議会がありまして、その後にパブリックコメントを実施しており、そういった意味では2つ以上の手続きを経ているものの方が多いのではないのでしょうか。
内山会長	分かりました。市民側からみれば、まだ少ないのではないかという御意見です。この辺は、今後の実績に評価を加えていきたいと思います。
D委員	2ページの市民提案制度のところで、市役所内部での手続きや協働についての啓発を図るところがありますけれども、担当部署の方々は、日々の業務の中で、自治基本条例とか市民参画条例について、常日頃から意識しているかということ、それは僅かな一部の者しかいないと思います。 この内容を取り入れた研修を定例的にやっていただきたいと思いますので要望します。また、若い職員には啓発の意味でやっていただくことが必要だと思います。
内山会長	回答はございますか。
事務局（内田主査）	我々が資料を作る際に、参画と協働の意識が十分浸透しているとはいえないのではないかと、そういった実感がありました。答申を踏まえた上で、何が足りないのかを考えながら研修を行ってまいりたいと考えております。

内山会長	前向きな展開を期待します。 これだけの量の資料をここで目を通していただいて、何かを指摘するということは大変難しいかと思いますが、疑問があれば御指摘ください。
B 委員	今回、この参画手続条例の中には、地方自治法で定められている参画手続き方法については、法律に規定されていることから、一切記載していません。 既成の地方自治法の中にも住民参画手法があるということを含めて研修をしたり、資料を出すということを付け加えていただきたい。 住民の請求として、50分の1の有権者の署名をもって市長に請願すると審議しなければならないことになっていることなど、国の法律にあるものは削っていますので、そういうことを含めて理解できるようにした方がいいと思います。
事務局（野口部長）	地方自治制度の中で、住民監査請求などの直接請求制度がございます。一般市民の方にその制度を周知することでありま すけれど、執行部としましては、市長自ら市民との対話集会、あるいは職員が出向いて行って出前講座等を行っております。そういったものを最大限活用したいと考えております。 また、議員の皆様方も、それぞれの議員活動の中で、そういった事に力を入れていらっしゃるようです。二元代表制ということで、執行部と議会が車の両輪となって、地方自治制度、本来の地方自治制度をしっかりと展開するということも必要であると考えております。
内山会長	それでは次に進みます。議会に係る自治のあり方の検証について、事務局から説明をお願いします。 (2) 議会に係る自治のあり方の検証について

事務局（森島主任）	事務局から資料２について、説明がなされた。
内山会長	（質 疑） 第７条の右側の改善策、「課題の推進」というのは、若干言葉が足りないという印象です。再確認をお願いします。 それと、第１６条「地域活動及び地域自治組織」で、条文が、「議会及び行政は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。」とあるのを、見直しの方向性として、３番目の条文を改正するにマークが入っています。 課題・問題点としては、「議会としては地域自治組織との連携はない（個人としては密接に関係し、それぞれが動いてはいる）」と書かれています。改善策としては、「議会を議員に改正する。（地域自治組織とは？範囲）」となっております。 この１６条について、御意見はありますか。
E 委員	「議会を議員に改正する」というのは分かるのですが、その後の「（地域自治組織とは？範囲）」は、どういう意味ですか。
内山会長	「議会を議員に改正する。（地域自治組織とは？範囲）」の括弧の中については再確認が必要ですね。 第６章、地域活動及び地域自治組織の第２項で「議会及び行政は」のところを変えと言っているのでしょうか。
B 委員	「議員」にしたいということですね。
E 委員	個人としては密接に関係しているから、「議員」にしたいということなんでしょうか。
B 委員	地域自治組織を行政区として理解していると、この文面となることは理解できるのですがけれども、ここでいう地域自治組織は行政区ではありませんので、確認をして議論した方がいいと思います。

内山会長	それにしても議会も支援に努めるというのは、どうかという感じがします。自治組織はあくまでも自治組織であるので、それを議会が支援するというのは、ちょっと違うと思います。ましてや、議員が支援に努めるとするというのは。 議会がそこまでするのは必要なのかなと思います。 もう1つ確認してほしいのは、チェックシートの中に、「なし」、「なし」とありますが、これは白紙という意味ですか。意見がありませんというのであれば分かるのですが、それを確認してほしいのです。 改善策はなし、それから課題・問題点はなしとなると、それはちょっと違うと思います。 第16条、「議会及び行政は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。」この条文そのものも、今の神田さんのお話からしますと、検討が必要ということですね。 それと、表記のある括弧の中の意味合いを確認してくださいということです。
事務局（内田主査）	第1回会議の資料6の逐条解説に基づいて御説明いたしますと、議会及び行政は、地域において自主的な活動を行っている地域自治組織の役割を重視して、それぞれの活動の自主性を尊重しつつ支援に努め、また、地域自治組織が地域においてまちづくりの重要なパートナーとなることが期待されるということで、規定されているものです。
C委員	前回の検証チェックシートの地域活動及び地域自治組織の取組状況で、行政区運営費交付金についての議論と同じような解釈をしているということでしょうか。
事務局（河野課長）	今の16条のところで、地域自治組織はNPOや新しい団体を含めて、大きな意味でボランティア団体など、そういった意味で、市内において活動している団体に対しての支援ということです。

B 委員	この自治基本条例は理念的な条例ですので、大きな意味で、議会、市長を含めた行政につきましては、地域自治組織を役割が大変重要なものと位置づけをして、活動の支援に努めると。そういった包括的な意味での条文だということで、お考えいただければと考えております。 大きな意味で捉えていただくには、「議員」より「議会」の方がよろしいのではないかと事務局としては考えております。 今のようなお考えによると、この問題点のところで、議会は地域自治組織との連携は無いと書いてあるけれども、ボランティア団体や様々な地域活動団体との議会の関わりは、結構ありますね。 もう1つ、15条の回答では、「条文を尊重し推進している。」と書いてあります。そして、「条文に従いこれまでどおり進めていく」となっています。それで、課題・問題点は「具体化されていない」、改善点は「具体化に向けて検討」となっています。具体化されていなくて、条文を尊重し推進しているというのは、理解に苦しむ。この流れが理解できません。
内山会長	ここでは広く言っているのでしょうか。恐らく、議会としてはという捉え方をしているのでしょうか。ここも確認が必要ですね。 第15条の、課題・問題点、改善策のところの確認をお願いします。具体的にもう少し表現してほしいと思います。
C 委員	第8章、次世代の第18条。「子どもたちの未来のために環境整備に努めている」ということですがけれども、この辺が具体的にどういうことになっているのでしょうか。「条例に従いこれまでどおり取り組んでいく」「なし」「なし」となっています。どのように環境整備に取り組んだのか、具体的にお聞きしたい。
内山会長	この場所ではお答えできないと思いますね。先ほどもB委員の方から確認が必要だろうという御意見がありました。そうした御意見ということでよろしいでしょうか。

C 委員	はい。
B 委員	子ども議会というのは、議会が主催でやっていたのですか。それとも生涯学習課が主催でやっていたのですか。
事務局（野口部長）	広聴広報の一環で始まったという経緯でございます。もちろん児童生徒ですから教育委員会に協力を得ています。
C 委員	次の 18 条の 2 ですが、 「成長段階に応じた参画の具体化は難しい」「例えば高校生を対象にした議会の開催など」とあり、この辺の課題と改善策の流れが、よく理解できません。
内山会長	第 18 条 2 項、課題は「成長段階に応じた参画の具体化は難しい。」、改善策として「例えば、高校生を対象にした議会の開催など。」とありますが、高校生を対象に何かやりましたよね。
C 委員	「難しい」のではなく、やっているのではないかと。
内山会長	「成長段階に応じた参画の具体化は難しい。」については、「前向きに検討します」など、そういう言葉が欲しい感じがします。
C 委員	それで改善策のところに、「高校生に対する議会の開催など」と書いてあると、どういう意味なのか分かりづらい。
B 委員	「は難しい」を取ってしまえばよく分かる。「成長段階に応じた参画の具体化」が課題で、改善策としてはこういうことだといふのであれば分かります。
内山会長	議会にチェックをお願いして、約 2 週間しか時間がなかった中で、いろいろと確認してくれたということで、前向きに私たちは受け止めたいと思います。 議長名入りで回答をいただいたものですので、重要なものであると考えておりますが、具体性をお願いしたいと考えております。

	それでは（３）市民に係る自治のあり方の検証について、事務局から説明をお願いします。
事務局（森島主任）	(3) 市民に係る自治のあり方の検証について 事務局から資料３について、説明がなされた。
内山会長	（質 疑） 第２章、第４条及び第５条について課題・問題点が提示されました。そして、その改善策が示されました。何か御意見はございますか。
B 委員	一般的に権利というのは主張としないと実現しないというのが常識です。市民が参画する権利を有するということは、市民が自ら権利を主張しないといけない。 情報を知る権利を有していても、実際にその権利を行使しないと実現されないのです。議会の状況等は、参画をする自分自身の問題につながってくるので、権利を主張し行使することが意識的にならなくてはならない。
内山会長	改善策、課題については大体分かりますね。それに対して、もう少し具体的な改善策があったら、分かりやすいと思います。
B 委員	自治基本条例の中で、市民自身が権利意識を持っているか、実際に権利を主張できるかが、自治を育てていく上で最も基本的なことになります。 審議会の答申として、市長から諮問されているので、市長に対して意見は言うのですけれども、パブコメを含めて多少は市民を意識してもいいと思います。
C 委員	市民の権利の条文に「市民はまちづくりに関し、自ら考え主体的に行動するために必要な事項を学習する権利を有する。」とありますが、実際にどうなのかというと、行政も市民も関心を持っていないといけないけれど、言葉だけで終わらずに、もう一步、

	具体的にどういう動きをしていくか。
B 委員	この辺は、市民参画条例に提案制度など、具体的な事が書かれていて、それが機能してくると意識が高まってくると思う。
C 委員	市民がどれだけ関心が持てるようになるか。市民も関心を持たなければいけない。
内山会長	市民という領域は、たいへん難しい部分だと思いますね。 神田さんのおっしゃるとおり、何か付け加えますか。「市民の権利をもっと主張してください」とか。
B 委員	言い方は難しいですね。
C 委員	積極的に参画してほしいと。
B 委員	地域自治組織などに参加するのは、まちづくりに参加するのと同じことです。 市民は、地域のボランティアや市民自治的な活動をしている団体に対して積極的に関わるべきという方が、もっと分かりやすいのかなと思います。
C 委員	「市民は主体的に参画するよう努めるものとする」と書いてある。
内山会長	ちょっと事例を出したいと思います。この審議会を開催する前に例えば勉強会のようなものがあってもよかったと思っています。「必要な事項を学習する権利を有する」とりますので、勉強したいと市に申し上げることも市民の役目かもしれません。 私たちのうち、何人かは、自治基本条例をつくる会から会議に参加してきましたから、ほんの少しは知識を持っているのですが、初めての方は「これは何」ということになります。事前に学習する機会があれば、もっと有意義なものになるという感じが

C 委員	します。 重要な部分について、勉強会をやってから審議会に臨むという事例を作ってほしいと感じています。 私も1回目の会議に出たときに、感じが掴めず、事務局へ聞きに行って分からなかったことを教えてもらいました。 今、おっしゃった勉強会は、やっていく必要があると思います。
内山会長	ここに表現されているとおりでよろしいですね。「公募に応じた経験が無い者も、公募するようになっていくとともに、公募委員のみならず、まちづくりサポーター登録者にも参画や協働についての研修の機会を設けるよう行政に求めていく。」ということです。 私も白岡のホームページを開いて見っていますが、一生懸命探さないと出てきません。市民参画手続という文言をいれると、パッと出てくるようにするなど、作り方を検討していただきたい。
A 委員	課題の一番下の方に、「参画と協働のまちづくりサポーターがいない。」とあります。 サポーターがいなければ、それで終わらせないで、市の方からお願いして、ゼロにしないようなことが必要だという気がします。ゼロじゃないようにすれば、いろいろな意見が出てくるような気がしますね。
E 委員	それに関して、サポーターの募集をする時に、参画と協働の研修をして、興味のある方に、やってみませんかというようにするのも、一つの方法ではないでしょうか。
A 委員	無料の講習会を行って、参加した人に「サポーターはこうです。メリットはこうです。」と説明して、その中で手を挙げてもらったらどうですか。
B 委員	まちづくりは、こんなに楽しいんですよという企画をして、講

	習型ではない参加型の、みんなで作り上げるような世代を超えてやれるようなものを企画して、その参加者に、サポーターとしてやりませんかと。
E 委員	そこから広がっていきますね。
B 委員	イメージだけでは分からないから。
E 委員	ただの募集だけだと、市民の人たちは、内容が分からないからなかなか手を挙げないですね。 皆さんの興味を持つような周知をして、参加して研修を受けてみませんかとなれば、何人か出るのかなと思います。 前にも話したのですけれど、自治基本条例をつくる会が始まる前に勉強会をしたということがありました。牛山教授から「難しいことではなくて、自分が思ったことを言いなさい」ということを聞いて、自治条例の案を作るのに、すごく分かりやすくなりました。私は質問ばかりしていましたけれど、楽しくて、興味も増したので、そういうものがあればいいと思います。
内山会長	まちづくりという言葉は、かなりやわらかく表現されていますが、市民にとっては何を意味するのかという疑問があるかもしれません。 まちづくりを目的としてイベントを開いて、まちづくりに興味をもってもらい、サポーターになってもらったら、なおいと。そういった企画も必要かもしれませんね。
E 委員	そういった企画はどこですればいいのでしょうか。行政に任せるだけでいいのでしょうか。
B 委員	協働の推進組織があれば、行政が前面に出るより、協働を行う方が集まると思うし、市民提案制度もできているわけだから、市民が提案をしながらやっていくことが重要なかもしれません。

内山会長	参画条例を議論しているときに、そういう話が出ていました。市民と行政の担当者が常駐していて、そこに行けばまちづくりに対する意見や情報を得られる常設の場所を作ったらどうだろうかという意見がありました。 そして、さらに発展して、まちづくりの組織ができあがるといったこともできるのではないかということでした。 市民をもっともっと参画させるためには、そういうことが必要なかもしれません。ただ条文を作ってPRするだけではなくて、もっと施策を講じていかないといけないということでしょうか。
事務局（内田主査）	事務局の考えといたしましては、ホームページ等、市民の方に対して分かりやすい周知ができているかということ、現在のところ、やはりできていないと認識しております。 まずは、ホームページを見ていただいた時に、どのような審議会があって、どういう所掌事項で、今後の進行はどうか、ということをお知らせする市民参画計画を整理してホームページに載せていかなければならないと考えております。 今のホームページの構成は、制度作りの経過をお知らせする形になっておりまして、実践の段階に移りましたので、今後の推進に当たって、変えていきたいと思っております。 そして、市民の方により参画していただくにはどうしたらよいのかということについては、参画について魅力が記載された資料が無いと、市民の方に伝わっていかないと思いますので、答申の後、論点を整理して、制度をPRしていかなければならないと考えております。 この審議会の条文におきまして、「参画と協働のまちづくりを推進していく。」ことが所掌事項となっておりますので、まずはこの審議会において、事務局の案を提示させていただいて、市民である委員の皆さんから御意見をいただいて、練り上げていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
内山会長	これで（３）市民に係る自治のあり方を締めくくりますが、よろしいでしょうか。

	それでは（４）に移ります。次回開催日について事務局から説明をお願いします。
事務局（内田主査）	(4) 次回開催日について 事務局から次回開催日について、９月４日という提案がなされた。 （Ｃ委員から欠席の意向が示された。）
内山会長	今回は、今まで議論されてきた内容が総括された形で答申書の案になって審議会に提出されますので、その審議というか議論になると思います。 その外の皆さんは大丈夫ですね。９月４日１５時からということで、よろしくお願いいたします。
B委員	案というのはいつ頃出るのでしょうか。
事務局（内田主査）	今、確たることは申し上げられませんが、当日お出ししても当然議論ができないので、少なくともその週にはですね、お出しできるように整えたいと思います。
B委員	個人的に答申に対する意見は、案が早く出れば、出せますが、事務局案を踏まえてお出しした方がいいと思ったものですから。
事務局（内田主査）	事務局で案をお出ししまして、それを見ていただいて、当日御意見をいただきまして、修正した案を改めて御確認いただいて、答申につなげていくということでお願いします。
内山会長	今回は答申案なので、ここで意見をいろいろ述べていただく。それを反映したものが次の第６回で答申書の形になって市長に提出するという形になります。
B委員	答申書というのは、委員全員が賛成でない場合に、少数意見で

	も添付することは可能でしょうか。
事務局（内田主査）	答申書はこの審議会としていただくものになりますので、審議会として意見が統一されていなければ、そういった意見も併記していただくようになります。
内山会長	できれば、まとめてほしいと。
B 委員	何故それを聞くかという、間に合わないのではないかなと思うから。無理してまとめるよりは、まとまらなければ、まとまらない状況で答申することもあり得るとしたほうがいいのかと思います。
内山会長	まあ、まとめましょうよ。ぜひ、御協力よろしくお願いします。
A 委員	その関係ですが、いつも資料を自宅まで持ってきていただいています。メールで送ってもらうのが一番早い伝達方法ではないでしょうか。
事務局（内田主査）	事務局としましては、今までどおりお持ちしたいと考えております。その上で、アドレス等を教えていただければ、メールで送信した方が確かに早いので、先に見ていただきたいと思っております。
事務局（河野課長）	これからの流れとして、メールというのは有効であると思います。
事務局（内田主査）	(5) その他 報酬及び費用弁償、また、会議録について説明がなされた。 また、委員名について、実名とするかアルファベット表記とするかについて確認がなされた。
内山会長	一般的にはA委員、B委員とするのが一般的ですので、それで

	よろしいでしょうか。 (出席各委員から同意する意向が示された。) 【会議中でのA委員からの質問に対する回答】
事務局（内田主査）	今18歳の方と19歳の方について、おおよそ1,000人強となっております。
内山会長	1,000人。そんなものですか。
C委員	少子化していますから。
事務局（内田主査）	来年、18歳に到達するという意味で、17歳と18歳にしますと、17歳ですと、6月の時点で473人、18歳は536人となっております。これをあわせると1,009人となっております。
C委員	今、小中学校10校で児童・生徒は、合わせて4,000人いないんです。菁莪小学校などでは、1年生を2クラスにしていますが、高学年になると1クラスになっています。
内山会長	中学校の校長先生があと3年くらいすると3年生までで、1クラスずつの3クラスになってしまうと言っていました。
C委員	小学校がそういう状況ですからね。
内山会長	既に雑談で申し訳ないのですが、そのときの対応も考えているようです。学校も。先生の数とかね。いろいろな事を検討しているそうです。 会議事項（5）まで終わりました。事務局にお返しします。
事務局	4 閉会 河野課長が閉会を宣した。

